

浜松市公告第38号

静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第25条第3項の規定に基づき廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建設に係る環境影響評価書を作成したので、同条例第26条の規定により次のとおり公告し、当該環境影響評価書及びこれを要約した書類（以下これらを「評価書等」という。）を公衆の縦覧に供する。

平成17年3月31日

浜松市長 北脇保之

1 都市計画決定権者の名称

浜松市

2 都市計画対象事業の名称，種類及び規模

（1）名称：西遠広域都市計画ごみ焼却場第4号西南部清掃工場（浜松市新清掃工場）建設事業（関連事業：浜松市新水泳場建設事業）

（2）種類：廃棄物処理施設の建設

（3）規模：ごみ焼却施設（処理能力450t/日（最大））

3 都市計画対象事業を実施しようとする区域

浜松市篠原町地内

4 関係地域の範囲

（1）浜松市内

（2）舞阪町内

（3）雄踏町内

5 評価書等を縦覧に供する場所

（1）浜松市鴨江二丁目11番2号 新清掃工場水泳場建設事務局（浜松市保健所内）

（2）浜松市元城町103番地の2 浜松市役所 都市計画課

（3）浜松市篠原町11138番地の1 浜松市立篠原公民館

（4）浜名郡舞阪町舞阪2701番地の9 舞阪町役場 生活環境課

（5）浜名郡雄踏町宇布見9611番地の1 雄踏町役場 住民課

6 評価書等を縦覧に供する期間

平成17年3月31日（木）～平成17年4月30日（土）（閉庁日及び執務時間外を除く。）